

第 4 2 号議案

中野区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 6 月 1 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

U 1 8 プラザ上高田及びU 1 8 プラザ中央を廃止する必要がある。

中野区立児童館条例の一部を改正する条例

中野区立児童館条例（昭和53年中野区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立U18プラザ上高田の項及び中野区立U18プラザ中央の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。